

森契契 第6号

令和7年4月15日

各位

森町 契約管理課長

入札に対する質問の回答について

このことについて、次のとおり回答します。

記

告示番号	森町告示 第37号 (令和7年4月1日)		
工事(業務)名	旧し尿処理施設解体撤去工事		
質 問		回 答	
1 落札候補者が提出する添付書類の内、設計図書(仕様書P8第5節 提出図書)もほかの書類と同一日に提出でしょうか。又、落札候補者決定通知後、何日で提出でしょうか。ご教示願います。		1 提出は同日提出とする。落札者候補決定通知書に記載し、候補者のみに通知するが、おおむね1週間とする。	
2 土壤汚染対策法にて3000㎡以上の形質変更を行う場合には着手の30日前迄に届けが必要ですが、手続きは終わられているのでしょうか。ご教示願います。		2 現在手続き中です。	
3 本工事の対象の施設内に土壤汚染、埋設廃棄物等があった場合に、それらの数量を事前に把握して金額を算定することは困難であると考えられます。「発注仕様書に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事については、本工事請負者(以下「受注者」という。の費用負担と責任において実施しなければならない」と記載されていますが、土壤汚染、埋設廃棄物等の対策工事の費用については、前述「受注者」の定めによらず、変更の対象と考えてよろしいでしょうか。		3 基本的には、受注者の負担とする。ただし、想定外の事象については協議対象とする。	
4 数量変更、追加工事については監督職員と協議のうえ、設計変更となりますでしょうか。		4 基本的には、受注者の負担とする。ただし、想定外の事象については協議対象とする。	
5 受注者の責によらず、設計図書と工事現場の状態とが一致しない場合、工事を変更し、請負代金額を変更すると考えてよろしいでしょうか。		5 基本的には、受注者の負担とする。ただし、想定外の事象については協議対象とする。	

質 問	回 答
6 「4」その他本工事の施工にあたっての変更に関しては、町の定める契約条項による」と記載されていますが「その他本工事」とは何を指すのかご教示ください。	6 基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
7 「町の定める契約条項」について、具体的にご教示ください。	7 森町建設工事執行規則による。
8 1)～4)に変更に関する記述があり、4)で‘その他本工事の変更に関して、町の定める条項によるものとする’とありますが、例えば ①事前調査されていない地中より土砂以外の廃棄物等が見つかった場合の処理費等 ②消化層等の残渣から重金属等が確認された場合の処理費等 について変更が可能でしょうか。 ご教示願います。	8 基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
9 記載されている項目以外の有害物質調査が必要になった場合は、変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	9 基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
10 本工事の入札においては、有害物質の概要調査に基づき費用を見積もっています。実施調査の結果、概要調査から数量が増加した場合は請負代金額を増額すると考えてよろしいでしょうか。	10 基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
11 町が実施した有害物質調査結果に基づく工事計画と、追加調査を行った結果に基づく工事計画とに差異が生じる場合は、その差異については変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	11 基本的には、受注者の負担とする。 ただし、想定外の事象については協議対象とする。
12 13)「不明な地中埋設物の復旧にかかる費用負担については、町と受注者が協議するものとする」と記載されていますが、試掘等による調査の費用についても、同様に町と受注者が協議すると考えてよろしいでしょうか。	12 お見込みのとおり。

(契約管理課契約管理係)